

愛知県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者社会参加促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4の1（2）に定める専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業のうち、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(派遣利用登録の申込方法)

第2条 盲ろう者向け通訳・介助員（以下「通訳・介助員」という。）の派遣を希望する者（以下「申出者」という。）は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業利用登録申請書」（様式1）を事業の実施団体（以下「実施団体」という。）の長を経由して知事に提出するものとする。ただし、緊急の場合は電話等の方法により派遣利用登録の申出ができるものとする。この場合において、申出者は事後速やかに所定の手続きを行わなければならない。

(派遣利用登録の決定)

第3条 知事は派遣利用登録の決定を行う際は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業利用登録通知書」（様式2）を実施団体の長を経由して申出者に交付する。

(派遣依頼及び決定)

第4条 派遣利用を決定した者（以下「利用者」という。）等が通訳・介助員派遣を依頼するときは、希望日の1週間前までにファックス、メール等の方法で、実施団体の長に「盲ろう者向け通訳・介助員派遣依頼書」（様式5）を提出しなければならない。

ただし、緊急またはやむをえない場合はこの限りではない。

2 実施団体の長は、利用者等から「盲ろう者向け通訳・介助員派遣依頼書」の提出があった場合、派遣内容（派遣目的、派遣時間など）を精査し派遣の可否を判断し、派遣にあっては、必要最小限の派遣を決定するものとする。

3 実施団体の長は、決定をした場合、「派遣決定通知書」（様式6）により、利用者等に通知するものとする。

(通訳・介助員の派遣)

第5条 通訳・介助員派遣は、原則利用者一人に対し1名とするが、対応が困難な場合はこの限りではない。

2 利用者の同居家族及び2親等内の親族は、当該利用者の通訳・介助員として派遣することはできない。

(通訳・介助員の派遣時間)

第6条 通訳・介助員の派遣時間は、午前8時から午後8時までとするが、緊急又はやむを得ない場合で、かつ、通訳・介助員の同意があり、実施団体の長が認める時は、これ以外の時間にも派遣することができる。

- 2 通訳・介助員の活動時間は、8時間以内とするが、当初から予測し得ない場合又は緊急を要する場合などで交代要員の確保が困難な場合は、この限りではない。

(手当等の支給)

第7条 通訳・介助員派遣手当及び交通費は、別表に定める基準により計上する。

- 2 前項の派遣手当及び往復交通費の請求は、通訳・介助員が派遣活動終了後速やかに「盲ろう者向け通訳・介助員活動報告」(様式7)により、実施団体の長へ請求するものとする。
- 3 実施団体の長は、前項の規定により請求を受けたときは内容を審査し、支給する。

(手当等の調整)

第8条 実施団体の長は、この事業の実施状況により、第6条第2項の派遣時間並びに第7条第1項の単価について、その限度内で調整することができるものとする。

なお、調整した場合は、その内容について、知事に報告するものとする。

(利用者の利用負担)

第9条 利用者の利用負担はなしとするが、次の号のいずれかに該当する費用については、利用者が通訳・介助員に支払うこととする。

- (1) 派遣開始以降に発生した通訳・介助員の公共交通機関利用時の交通費、入場料、その他の費用の実費。
- (2) 利用者の身体的理由等で実施団体の長が認めた場合に限り、通訳・介助員の自家用車への同乗を認めることとするが、その場合の1キロ25円の燃料費及び駐車料金等の実費。

(通訳・介助員資格)

第10条 要綱に基づき通訳・介助員として活動できる者は、次の号のいずれにも該当する者であって、県に登録されている者とする。

- (1) 盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する者であって満18歳以上の者
- (2) 点字、指点字、手話、触手話、指文字、手書き文字等盲ろう者のコミュニケーション手段の技術および介助技術を習得している者
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員の活動ができる者

(通訳・介助員登録)

第11条 前条の登録を受けようとする者は、「愛知県盲ろう者向け通訳・介助員登録申請書」(様式3)により実施団体の長を経由して知事に申請するものとする。ただし、平成18年3月31日現在、名古屋市に登録されている者は、この登録を受けたものとみなす。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容について審査し、第10条の各号のいずれにも該当すると認められた者を登録するものとする。
- 3 知事は、前項の登録をするにあたっては、実施団体の長の意見を徴しなければならない

い。

- 4 知事は、第2項の登録をしたときは、盲ろう者向け通訳・介助員登録証（（様式4）以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 5 第2項の登録有効期間は、3年間とする。ただし、年度途中で登録した場合は、登録した日からその年度の翌々年度の3月末日までとする。

（派遣利用登録の取消）

第12条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣利用登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 要綱に反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。
- (3) その他知事が派遣を不相当と認めたとき。

（通訳・介助員登録の取消）

第13条 知事は、通訳・介助員が第10条各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は通訳・介助員として不適格と認められる事由が生じたときは、登録を取消することができる。

（登録証の返還）

第14条 通訳・介助員として活動ができなくなった者、又は前条により登録の取消しを受けた者は、すみやかに登録証を返還しなければならない。

（報告）

第15条 実施団体の長は、通訳・介助員の活動状況について、毎月分を翌月の10日までに知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領で、様式が変更された登録証は有効期限まで有効とする。

附 則

この要領は、平成30年8月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項で定める様式3及び同条第4項で定める様式4は、平成31年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月9日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-------------|--|--------------------|
| 通訳・介助に対する手当 | 1時間あたり2000円 以後30分ごとに1000円 | 待ち合わせ時間から用務終了時間まで |
| 交通費 | ・自宅から派遣先（待ち合わせ場所）までの往復交通費の実費とする。ただし、名古屋市営交通機関のみを利用した場合は、最も安価な乗車券の額を限度とする。 (やむを得ず自動車を利用する場合) ・1キロ25円及び駐車料金の実費とする。 | 自宅から派遣先（待ち合わせ場所）まで |